

調査票に関する意見について（回答）

問1 固定資産取得の原資（増資・借入金・その他）に関する調査事項の設定が必要ではないか。

本調査は原則として事業所単位で調査を実施しており、事業所単位での本調査事項への記入については、現行のボリュームでも負担感が大きいとの指摘があり、中でも経費項目や固定資産に係る事項は事業所が自らの分のみを記述させることを要求していることから、調査対象からは最も難度が高い事項として指摘がされている状況。ご指摘の事項に関しては、さらに事業所単位では記入が難しくなるものと考えられ、従って、ご指摘の事項の追加は困難である。

問2 「映画館」について、シネコン（シネマコンプレックス（同一の施設に複数のスクリーンがある映画））が主流となり、飲食・売店売上が15%程度を占めているようなので、調査事項の「売店」は、「売店・食堂」と明記した方がいいのではないか。

現在設定している「売店」には飲食物も物販も含まれており、ご懸念の点は折り込み済みと考える。

**【参考】**

日本標準産業分類では、「食堂」は「飲食店」として「客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所」と定義されています。映画館における飲食は「作り置きした物を客の求めに応じて販売する」行為であることから、「飲食店」ではなく「料理品小売業」に該当するものと考えます。

問3 「興行場（別掲を除く）、興行団」について、関連グッズ等の物販に力を入れている企業が多いと思われるので、調査事項の「その他の収入」の内訳に「物販等」などの形で明示すればいいのではないか

物販等については、産業分類状の整理として、興行場（別掲を除く）、興行団」に含めず、「その他業務」として把握することとしており、現在「その他業務」の内訳として設定している「売店」には関連グッズ等の物販も含まれており、ご懸念の点は折り込み済みと考える。

**【参考】**

サッカーや野球など一部人気の高いスポーツの興行団において見られるものの、全ての興行団を視野に入れた場合には、物販以外にも、例えば、商標権や所属アーティストや選手に係る権利収入の他、上映演目やイベント、試合などのTV放映による権利収入などが大きな収入となっているものと考えており、調査事項として「ロイヤリティー収入」を設定し把握に努めているところ。

問4 「スポーツ施設提供業」について、ゴルフ場ではセルフ（キャディーなしでのプレイ。）、ツーサム（二人でのプレイ。）の顧客が増加していると聞いており、これは客単価に影響するので、プレイ形態別の組数等を加える必要があるのではないか。

現在設定している調査事項においても、スポーツ施設提供業としての、一人当たりの売上高を把握することができ、客単価の推移についても把握は可能。また、ご指摘のような詳細な項目設定については、記入者に対する過度な負担にも繋がることから、必要最低限の調査事項を設定する観点から設定は困難であると考える。

問5 「学習塾」について、一部大手ではネット・通信を利用した授業を積極展開しており、中小でも提携している例を聞くので、業界のトレンド把握のために、そのウェイトの把握が必要ではないか。

ご指摘の点については、資料1の問1に対する回答と同様、時期尚早であると判断しています。

問6 「教養・技能教授業」について、対象となる顧客の男女別、年代階層別により事業のトレンドも大きく異なると思われるので、そのような調査事項を加える必要はないか。

会員数における男女の別、年齢階層別の記載については、当該業種の特性事項の一つであると認識している。当省としても設計に当たり、事業所ごとの記載可能性について業界団体や企業等に対しヒアリングを行ったところ、「本社における管理は行っているケースはあるものの、各事業所が把握しているケースは少なく、記載が難しいのではないか」との回答があったことから、当該調査項目の設定を見送ったところ。従って、ご指摘の事項の設定は困難であると考えます。